

仕様書

環境政策局生活環境美化センター

(担当 車両管理係 水野、山口 電話 672-0061)

(担当 管理係 水谷、田中 電話 662-6023)

件 名	自動車用バッテリーの購入（単価契約）
形 状 ・ 寸 法	別紙のとおり
予 定 数 量	別紙のとおり
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契 約 条 件	<p>1 納品等の方法</p> <p>京都市（以下「甲」という。）から物件調達の申し込みを受けたときは、契約業者（以下「乙」という。）は当日ないし翌日の正午までに指定された納入場所において当該物件を甲に引き渡し又は取り付けること。また、交換に伴い発生する使用済みバッテリーは乙が責任をもって回収し、廃棄物処理法等の関係法令の規定を踏まえ、再資源化に十分配慮した適正な処理を行うこと。</p> <p>2 納入場所</p> <p>(1) 生活環境美化センター</p> <p>(2) 各まち美化事務所</p> <p>東部、山科、南部、西部、西京、伏見</p> <p>(3) クリーンセンター 他</p> <p>北部、東北部、南部、埋立事業管理事務所</p> <p>3 検査の実施</p> <p>(1) 甲は、物件の引渡し等を受けたときは速やかに検査を行わなければならない。</p> <p>(2) 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>(3) 乙は、3(1)に規定する検査に合格しないときは、直ちに当該物件を引き取ったうえ、代替品を引き渡して甲の検査を受けなければならない。この場合において、これに要した費用は乙の負担とする。</p> <p>4 支払い</p> <p>(1) 支払い額は、各月毎に1ヶ月間のバッテリー納入数に当該バッテリーの形状・規格ごとに定められた単価を乗じて得られた額（実績による総価）とする。</p> <p>(2) 乙は、前項で定める金額を当該月の翌月以降に請求しなければならない。甲は乙からの適法な支払い請求書を受理したときは、30日以内に乙に当該請求金額を支払わなければならない。</p>

<p>契 約 条 件</p>	<p>5 損害の負担</p> <p>乙が引き渡した物件に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。</p> <p>6 引渡し後の補償</p> <p>(1) 乙は、物件の引渡しがあった後1年以内に当該物件に破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、災害その他自己の責めに基かない理由によるものを除くほか、甲が指定する期限までに取り替え、その他必要な処置を講じなければならない。</p> <p>(2) 乙が前項の規定に違反したときは、乙の費用負担において前項の措置を第三者に講じさせることができる。</p> <p>7 契約不適合責任</p> <p>(1) 引き渡された物件が、この契約の内容に適合しない場合、甲は乙に対し、物件の取替えその他必要な措置を講じるよう命ずることができる。</p> <p>(2) 乙が前項の命令を履行しない場合において、甲が当該業務を第三者に履行させたときは、乙は当該履行に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>8 権利義務の譲渡の禁止</p> <p>乙は、甲の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約にかかる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。</p> <p>9 補則</p> <p>この仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、甲乙の双方が協議してその都度定める。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 予定数量は令和8年9月1日現在のものであり、甲の都合により増減する。大幅な増減があっても、甲は何ら補償しない。</p>
----------------	---

(別紙)

1 形状及び令和9年4月1日から令和10年3月31日までの予定数量

品 名	予定数量
P R X 8 5 D 2 6 L 又は R	50
P R X 9 5 D 3 1 L 又は R	25
P R X 1 1 5 D 3 1 L 又は R	2
P R X 1 2 0 E 4 1 L 又は R	4
P R X 1 3 0 F 5 1	4
P R X 1 5 0 F 5 1	2
P R X 1 5 5 G 5 1	2
B V 4 0 B 1 9 L 又は R	40
B V 5 5 B 2 4 L 又は R	2
P R X 7 5 D 2 3 L 又は R	15
E R - Q - 9 5 / 9 5 D 2 3 L	1
E R - S - 1 1 0 / 1 1 0 D 2 6 L	1
E R - K - 5 0 / 5 0 B 1 9 L	1

※上記品名は、GS ユアサバッテリーに限り、同等品不可とする。

※上記物品は、納品の2ヶ月以内に製造され、適正に保管された未使用のものとする。

※契約年度内に上記品番が製造中止になるなど廃盤となった場合に限り、GS ユアサ製の後継品も可とするが、その場合は、必ず事前に車両管理係と調整すること。

※上記数量は、令和8年9月1日現在の予定数量であり、今後、大幅に増減することがある。

2 まち美化事務所等の連絡先等

(1) 東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町34-3	(075) 722-4345
(2) 山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町3	(075) 573-2457
(3) 南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町50	(075) 681-0456
(4) 西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町57-1	(075) 882-5787
(5) 西京まち美化事務所	京都市西京区榎原秤谷町37	(075) 391-5983
(6) 伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町447	(075) 601-7161
(7) 生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町62-1	(075) 672-0061
(8) 北部クリーンセンター	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27	(075) 873-3020
(9) 東北部クリーンセンター	京都市左京区静市市原町1339	(075) 741-1003
(10) 南部クリーンセンター	京都市伏見区横大路八反田29	(075) 611-5362
(11) 埋立事業管理事務所	京都市伏見区醍醐上山田1	(075) 572-8465